

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、派遣先のC会社（以下「派遣先」という。）において自動車用座席シートの製造業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、座席シートの部材を台車から取り出す作業をしていた際、腰に負担が掛かって痛みが走り、腰を痛めたという（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、同年〇月〇日、D整形外科に受診し、「腰椎椎間板症」（以下、「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は本件負傷によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の傷病は、請求人の主訴及び医師の医学的意見に記載された内容から、当審査会としては、腰椎椎間板症であるとみるのが妥当であると判断する。

(2) ところで、腰痛に係る業務起因性の判断に関しては、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき判断する。

(3) 災害性の原因による腰痛について

請求人は、平成〇年〇月〇日、重量30kgの部材を急に持ち上げようとして負傷したと主張するが、決定書に説示のとおり、E及びFの申述からは、当該負傷について確認できず、また、医学的意見においても、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書にて「本件労働者は1か月半程度経過してから病院を受診していることから、本件災害と傷病との関係は明らかでない」と述べ、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書にて「（請求人が訴える腰痛と業務との関係について）業務との因果関係は考えにくい。」と述べるなど、請求人の業務と本件傷病との因果関係について否定的である。

なお、請求代理人は、G医師が「本件労働者は1か月半程度経過してから病院を受診していることから、本件災害と傷病との関係は明らかでない」と述べていることについて、請求人の本件傷病の発症日は「腰がとても痛くなった日」

である平成〇年〇月〇日ではなく、「腰の痛みにより就労が困難となった日」である同年〇月〇日又は同月〇日と捉えるべきであり、そうすれば、「負傷後1か月半程度経過してから病院を受診している」ことを理由として本件負傷と本件傷病との間の因果関係を否定することはできない旨主張する。この点、G医師及びH医師の見解は、決定書に説示のとおりであることから、仮に発症日を同年〇月〇日又は同月〇日と捉えたとしても、本件傷病において受傷から発症まで1か月半を要していることは不自然と考えられ、請求人の業務と本件傷病との因果関係について認めることはできないと判断する。

よって、本件傷病は災害性の原因による腰痛とは認められないものであると判断する。

(4) 災害性の原因によらない腰痛について

請求人が従事する通常業務は、自動車用座席シートの部材である布製又は皮製のカバー（約0.5～1.0kg）とスポンジ製のパッド（約1.0～1.5kg）を、請求人の作業台の背面ないし側面にある台車から一つずつ取り、工具を使って止めるという作業であるが、一度に持ち上げる部材の重量は1.5kg程度であり、災害性の原因によらない腰痛の要件として認定基準に定める「おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務」には該当しない。また、作業環境について、一件記録を精査するも、請求人の行っている業務は、認定基準に定める、その他の腰部に負担のかかる業務のいずれにも該当しないものであると判断する。

よって、本件傷病は、災害性の原因によらない腰痛とは認められないものであると判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。